

## 施策目標個票

(国土交通省26-㉔)

施策目標	都市再生・地域再生を推進する		
施策目標の概要及び達成すべき目標	都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 経済社会情勢の変化等の影響により、今後も努力が必要である施策がある一方で、主要な業績指標を中心に、施策の多くは目標達成に向け着実に進んでいることから、「③相当程度進展あり」と判断する。	
	施策の分析	国際的な都市間競争の激化等に対応した活力ある都市の再生に向けた施策を実施するとともに、地域が抱える様々な課題を踏まえ、魅力ある地域の再生に向けた施策を実施している。	
	次期目標等への反映の方向性	国際的な都市間競争の激化等に対応した活力ある都市の再生に向けた施策を実施するとともに、地域が抱える様々な課題を踏まえ、魅力ある地域の再生に向けた施策を実施している。目標達成に向け着実に進んでいるものと努力が必要と思われる施策が存在していることから、施策のさらなる改善を含め、引き続き、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るため、都市の再生、地域の再生に向けた施策を推進していく。	
	(空欄)		

業績指標	117 全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		毎年度
		86.7%	85.5%	86.7%	86.6%	82.9%	81.4%	B	82%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	118 都市再生誘発量(基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計)	初期値	実績値					評価	目標値
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		28年度
		9,270ha	7,605ha	9,270ha	9,497ha	9,917ha	10,353ha	B	14,700ha
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	119 文化・学術・研究拠点の整備の推進(①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数)	初期値	実績値					評価	目標値
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		年度
		①74件(21年度) ②115施設(23年度) ③217人(22年度)	①69件 ②113施設 ③217人	①46件 ②115施設 ③221人	①53件 ②118施設 ③232件	①51件 ②121施設 ③219人	①集計中 ②126施設 ③集計中	①B ②B ③B	①80件(27年度) ②140施設(28年度) ③240人(27年度)
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	120 半島地域の観光入込客数(増加率)と全国の観光入込客数(増加率)の比	初期値	実績値					評価	目標値
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		毎年度
		-	0.94	1.01	1.00	1.10	集計中	A	全国の増加率比1.00以上
		年度ごとの目標値	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00		
121 共助等による除雪体制が整備された市町村の割合	初期値	実績値					評価	目標値	
	24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		29年度	
	60%	-	-	60%	62%	63%	B	約90%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			
122 特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数	初期値	実績値					評価	目標値	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		28年度	
	3件	-	3件	7件	8件	9件	A	11件	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			
123 民間都市開発の誘発係数(民都機構が係わった案件の総事業費を当該案件の民都機構支援額で除したもの)	初期値	実績値					評価	目標値	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		28年度	
	12.3倍	-	12.3倍	10.2倍	10.8倍	11.1倍	B	12.0倍	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			

124 自動二輪車駐車場供用台数	初期値	実績値					評価	目標値	
	24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		30年度	
	80.5%	-	-	80.5%	94.1%	集計中	A	100%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
125 都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合)	初期値	実績値					評価	目標値	
	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		30年度	
	40.5%	38.5%	39.3%	40.0%	40.5%	40.8%	A	44.0%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
126 中心市街地人口比率の増加率	初期値	実績値					評価	目標値	
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		毎年度	
	前年度比0.16%減	0.35%減	0.04%増	0.7%増	0.83%増	集計中	A	前年度比0.2%増	
	年度ごとの目標値	0.2%増	0.2%増	0.2%増	0.2%増	0.2%増	0.2%増	-	
127 物流拠点の整備地区数	初期値	実績値					評価	目標値	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		28年度	
	79% (63地区)	73% (58地区)	79% (63地区)	83% (66地区)	83% (66地区)	84% (67地区)	A	100% (80地区)	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
128 主要な拠点地域における都市機能集積率	初期値	実績値					評価	目標値	
	-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		毎年度	
	-	約4%	約4%	約4%	約4%	約4%	A	前年度比+0%以上	
	年度ごとの目標値	前年度比+0%以上	前年度比+0%以上	前年度比+0%以上	前年度比+0%以上	前年度比+0%以上	前年度比+0%以上	-	
関連指標	関14 全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅テレワーカー数の割合	初期値	実績値					評価	目標値
	-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度		
	-	-	-	-	4.5%	3.9%	-	10.0%	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	

区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	34,390	33,708	33,930	32,899	
	補正予算(b)	45,000	0	200	-	
	前年度繰越等(c)	5,040	10,587	5,348	-	
	合計(a+b+c)	84,431	44,295	39,478	32,899	
執行額(百万円)		61,422	22,969			
翌年度繰越額(百万円)		10,587	5,348			
不用額(百万円)		12,422	15,977			

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等(24年度:15,858億円、25年度:19,594億円、26年度:19,964億円、27年度:19,966億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成27年6月23日) <意見等> 主要な業績指標が多すぎる。 <対応方針> 評価会からの指摘を踏まえ、社会資本整備重点計画のKPI指標の検討状況に鑑みて、主要な業績指標の選抜を行った。
-----------------	--

担当部局名	担当部局: 都市局 関係部局: 国土政策局 住宅局 港湾局	作成責任者名	担当課: 都市局都市政策課 (課長 井崎 信也)  関係課: 国土政策局地方振興課(課長 織田村 達) 住宅局市街地建築課(課長 香山 幹) 市街地建築課市街地住宅整備室(室長 長谷川 貴彦) 港湾局産業港湾課産業連携企画室(室長 西村 拓)	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	--	--------	---	----------	---------

**業績指標 117**

全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合

**評価**

B	目標値：82.0%（毎年度） 実績値：82.9%（平成25年度） 81.4%（平成26年度） 初期値：86.7%（平成23年度）
---	---

**(指標の定義)**

全国の大都市圏から地方圏への転入者数を地方圏から大都市圏への転出者数で除した数値  
 (大都市圏から地方圏への転入者数) / (地方圏から大都市圏への転出者数)

※大都市圏・・・三大都市圏（東京圏、名古屋圏、関西圏）

地方圏・・・三大都市圏以外の地域

（東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県      名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県）

（関西圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）

**(目標設定の考え方・根拠)**

過去7年間（平成18年度～平成24年度の間）の実績は8.7ポイント増加となっているが、それまでの4年間は減少傾向であり、短期変動の可能性があるので、過去10年間（平成13年度～平成23年度）の平均値である81.9%を近年の平均的な傾向ととらえることとする。その上で、U I Jターンや二地域居住の地方定住を支援する施策として、地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っていく中で地方圏への転入者の比率を維持させていく。そのため、平成28年度では過去10年間の平均値である82%を下回らないことを目標とする。

**(外部要因)**

- ・景気の動向（都市部と地方部との景気格差拡大）
- ・総人口の減少

**(他の関係主体)**

地方公共団体

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

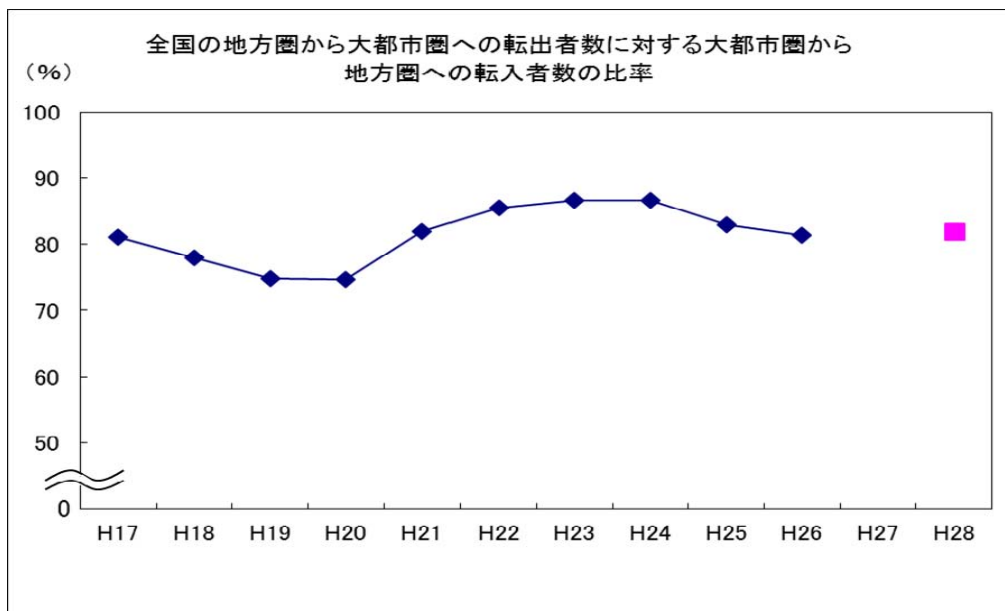
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値									(年度)	(%)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
81.1	77.9	74.8	74.7	81.9	85.5	86.7	86.6	82.9	81.4	



## 事務事業等の概要

### 主な事務事業等の概要

人口減少や高齢化が先行・加速する地方の条件不利地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪の各地域）において、必要となる既存の公共施設を活用した施設改修等に所要の補助を行う。  
予算額 310 百万円（平成 26 年度） 予算額 290 百万円（平成 25 年度）

### 関連する事務事業等の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成 26 年度の実績値は、前年度比で 1.5 ポイント減少し 81.4% と目標数値を若干下回ったが、過去の実績値の推移でも見られたように短期変動等の可能性がある。

#### （事務事業等の実施状況）

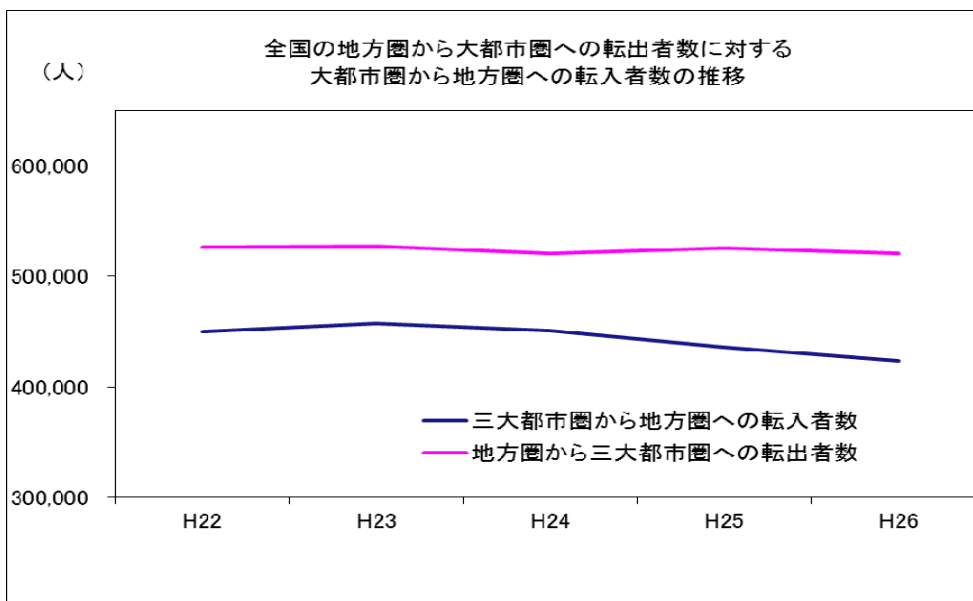
- 人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪地域）において、市町村の創意工夫により所有する廃校舎等の既存公共施設（ストック）を活用した、公益サービスの集約化施設への改修整備を支援した。
- 市町村が行う地方体験交流プログラム等に係る情報について国土交通省HPに掲載するとともに、都市部の大学等に対して当該情報をまとめた冊子を送付するなどの情報提供を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- 平成 26 年度の実績値は、前年度比で 1.5 ポイントの減となっており、目標を達成できなかったことから B 評価とした。過去の実績値の推移でも見られたように短期変動の可能性もあるが、直近 5 カ年における地方圏から三大都市圏への転出者数と、三大都市圏から地方圏への転入者数（実数）を整理すると、後出の表のとおりとなっている。これを見ると、地方圏から三大都市圏への転出者数はほぼ横ばいとなっている一方、三大都市圏から地方圏への転入者数は、ここ 2 年は若干減少している状況にある。
- 現在、各省が連携し、地方移住等を含む地方創生に資する関連施策を積極的かつ多角的に推進しているところであり、今後、これらの施策効果を顕在化させ、三大都市圏から地方圏への転入者の増加につなげることが必要と考えられる。
- こうした状況を踏まえ、平成 27 年度以降、指標の動向に注視しつつ、関連施策の効果を判断し施策の改善に反映させていく。

【参考】直近 5 カ年における地方圏から三大都市圏への転出者数と、三大都市圏から地方圏への転入者数

	地方圏から三大都市圏への転出者数	三大都市圏から地方圏への転入者数
平成 26 年	520,228	423,345
平成 25 年	525,658	435,872
平成 24 年	520,411	450,658
平成 23 年	527,423	457,345
平成 22 年	526,480	450,343



**平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

転出入者の割合による業績指標の目標達成状況について総括し、新たな目標数値の設定の可否について検討する必要がある。

**担当課等 (担当課長名等)**

担当課：国土政策局地方振興課 (課長 織田村 達)

**業績指標 118**

都市再生誘発量（基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計）

**評価**

B	目標値：14,700 ha（平成28年度） 実績値：9,917 ha（平成25年度） 10,353 ha（平成26年度） 初期値：9,270 ha（平成23年度）
---	--

**（指標の定義）**

我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業といった基盤整備等により、民間事業者等による都市再生に係る投資が可能となった面積の合計を計上。

**（目標設定の考え方・根拠）**

民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

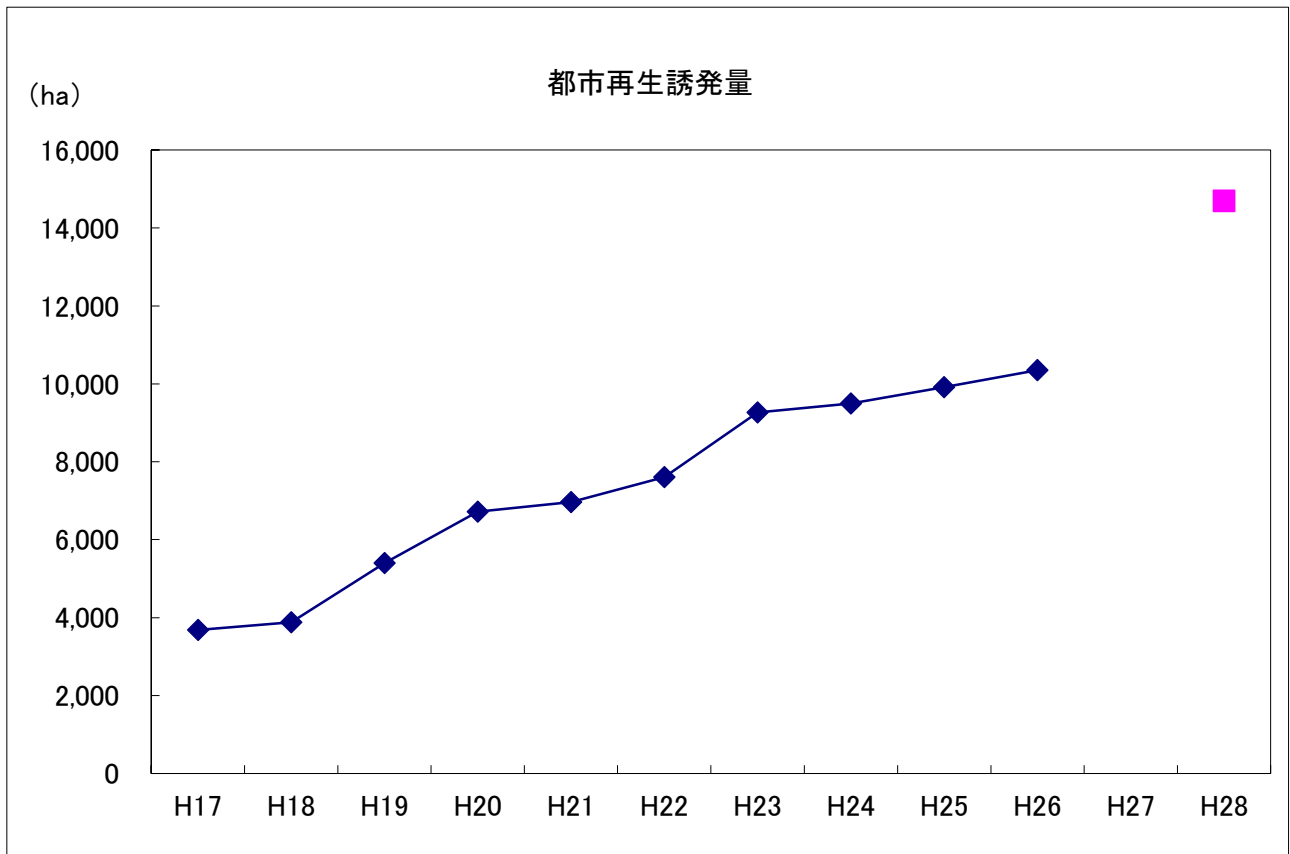
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値									(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
3,682ha	3,878ha	5,401ha	6,716ha	6,964ha	7,605ha	9,270ha	9,497ha	9,917ha	10,353ha



## 事務事業等の概要

### 主な事務事業等の概要

- 都市再生総合整備事業の推進  
大都市圏等の臨海部や既成市街地を中心に発生している大規模工場跡地等低未利用地において、都市再生を促すトリガー（引き金）となる地区への都市基盤施設等の集中的な整備を実施するとともに、都市拠点の形成に資する民間都市開発事業等を促進することにより、円滑な土地利用転換を公民協働で推進する。  
予算額：社会資本整備総合交付金 9031 億円（平成25年度）、9124 億円（平成26年度）の内数。
- 都市再生区画整理事業の推進  
防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。  
予算額：社会資本整備総合交付金 9031 億円（平成25年度）、9124 億円（平成26年度）の内数。この他、都市再生機構向けに都市再生区画整理事業 0.84 億円（平成25年度）がある。（平成26年度についてはゼロ。）
- 都市再生機構によるコーディネート業務等（都市再生コーディネート等推進事業）  
都市再生分野における民間の新たな事業機会を創出し、民間の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生に民間を誘導するための条件整備として、独立行政法人都市再生機構がコーディネート業務等を実施する。  
予算額：10.57 億円（平成25年度）、9.51 億円（平成26年度）
- 税制上の特例措置
  - ①特定住宅地造成事業等に係る土地等の譲渡所得に係る 1,500 万円特別控除制度（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
    - ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特例措置
  - ②優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
    - ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率
    - ・仮換地指定後 3 年以内に、一定の住宅建設を行う個人又は法人に対して土地等を譲渡した場合の軽減税率

### 関連する事務事業等の概要

なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成25年度の実績値は9,917ha（単年度の増加量：約420ha）、平成26年度の実績値は10,353ha（単年度の増加量：約436ha）、で、平成28年度目標値に対するトレンド（平成25年度：約11,442ha、平成26年度：12,528ha）を下回っている。

#### （事務事業等の実施状況）

都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業により、都市再生の喫緊の課題である大規模工場跡地の基盤整備や中心市街地等の基盤整備による街区再編等を通じて、民間事業者等の都市再生への投資を誘導している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・実績値が目標値に対するトレンドを下回っており、目標達成に向けた成果を示していないことから、Bと評価した。これは、近年の地方公共団体における厳しい財政状況を起因として、事業完了の遅れや、貸付金需要の減少が生じていることによるものと思われる。一方で、地方公共団体への調査によれば、目標年度までに一定の事業完了が見込まれている。
- ・今後も民間事業者等の都市再生への誘導のため、需要やニーズの把握に努め、基盤整備等を着実に進める。

## 平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成27年度）

なし

### （平成28年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 横山 征成）  
都市局市街地整備課（課長 英 直彦）  
住宅局市街地建築課（課長 香山 幹）

**業績指標 119**

文化・学術・研究拠点の整備の推進（①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数）

**評価**

① B	① 目標値：80件（平成27年度） 実績値：51件（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：74件（平成21年度）
② B	② 目標値：140施設（平成28年度） 実績値：121施設（平成25年度） 126施設（平成26年度） 初期値：115施設（平成23年度）
③ B	③ 目標値：240人（平成27年度） 実績値：219人（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：217人（平成22年度）

**(指標の定義)**

- ①「筑波研究学園都市における国際会議開催数」：  
つくば地区内の国際会議開催数。
- ②「関西文化学術研究都市における立地施設数」：  
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市が文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。
- ・ 研究施設（研究施設、技術開発施設）
  - ・ 大学（大学・短大）
  - ・ 文化施設（都市の文化の発展に寄与する施設）
  - ・ 交流施設（文化・学術・研究の発展等に係る交流または共同研究を推進するための施設）
  - ・ 宿泊研修施設（研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設）
  - ・ その他（基本方針または建設計画に掲げる施設等）
- ③「関西文化学術研究都市における外国人研究者数」：  
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における外国人研究者数。

**(目標設定の考え方・根拠)**

- ①「筑波研究学園都市における国際会議開催数」：  
筑波研究学園都市は科学技術中枢拠点都市（サイエンス型国際コンベンション都市）を目標の一つとしており、国際会議は、主に研究施設の集積、先進的な研究機能を有する場所で開催されるものであるため、従前よりその開催数を目標としてきたものである。  
筑波研究学園都市における国際会議開催数は、H17：60件、H18：64件、H19：82件、H20：80件、H21：74件であり、5カ年平均の72件を上回る80件を目指すこととする。  
直近の実績では、H25年度に51件開催されているところ。H23年度には、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による、国際会議の取り消し等が発生し、開催件数が46件と減少していたところであるが、今後については、近年の傾向を維持してゆくことが肝要であることから、引き続き開催数年間80件を目標値として設定する。
- ②「関西文化学術研究都市における立地施設数」：  
本指標は、都市建設の進捗状況を評価しうるものであり、その数の増加は、我が国及び世界の文化等の発展に資するものである。  
関西学研都市における立地施設数の推移は、H19：8施設、H20：8施設、H21：3施設、H22：3施設、H23：4施設あり、年平均施設立地数は5件となっていることから、H23を初期値に5年後であるH28までに年5件ずつ増加するものとして140施設を目指すこととする。
- ③「関西文化学術研究都市における外国人研究者数」：  
本指標は、世界各国の優秀な研究者の集まる魅力的な都市への成長度合いを評価するものであり、その数の増加は新産業創出等、我が国及び世界の発展に寄与するものである。  
関西学研都市の全研究者数の推移は、H19：6,350人、H20：6,513人、H21：6,565人、H22：6,589人であり、この間の年平均増加率は1%となっている。一方、外国人研究者については、H19：246人、H20：212人、H21：221人、H22：217人であり、この間の年平均増加率は▲4%である。今後、世界各国の優秀な研究者の集まる魅力的な都市への成長を目指すため、少なくとも外国人研究者についても全研究者数と同様に増加してゆく必要があることから、H22実績を初期値に5年後であるH27までに年1%ずつ増加するものとした推計値（227人）を上回る240人を目指すこととする。

**(外部要因)**

- ②「関西文化学術研究都市における立地施設数」：景気の動向  
③「関西文化学術研究都市における外国人研究者数」：景気の動向

**(他の関係主体)**

- ①「筑波研究学園都市における国際会議開催数」：



研究学園地区内の研究・教育施設 32 機関

(国立大学法人筑波大学、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 等)

(重要政策)

【施政方針】

①②③なし

【閣議決定】

①②③なし

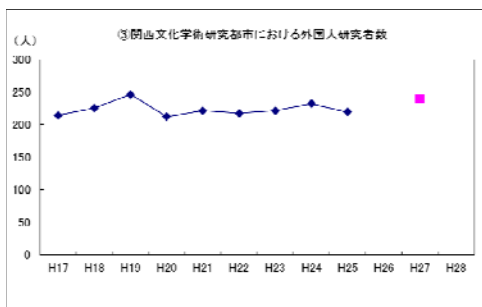
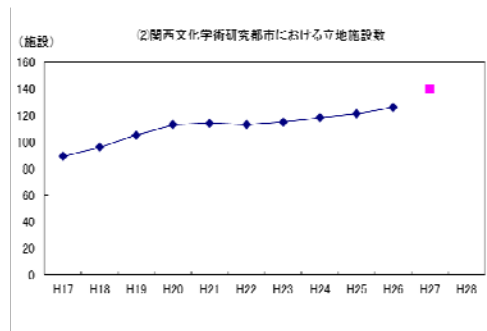
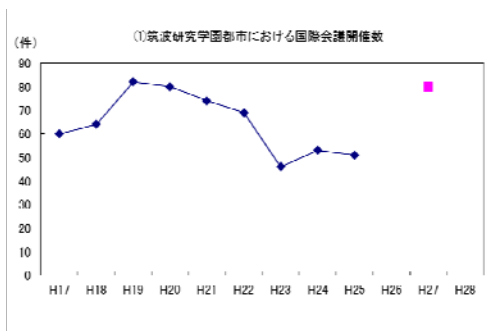
【閣決(重点)】

①②③なし

【その他】

①②③なし

過去の実績値 (①筑波研究学園都市における国際会議開催数) (年度)				
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
6 9 件	4 6 件	5 3 件	5 1 件	集計中
過去の実績値 (②関西文化学術研究都市における立地施設数) (年度)				
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
1 1 3 施設	1 1 5 施設	1 1 8 施設	1 2 1 施設	1 2 6 施設
過去の実績値 (③関西文化学術研究都市における外国人研究者数) (年度)				
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
2 1 7 人	2 2 1 人	2 3 2 人	2 1 9 人	集計中



## 事務事業等の概要

### 主な事務事業等の概要

#### ①筑波研究学園都市における国際会議開催数

・筑波研究学園都市が国家的戦略である「科学技術創造立国」を実現し、今後の我が国の国際競争力を維持する上で必要な最先端の科学技術の研究開発拠点として機能するためにも、研究学園地区建設計画で示されている「サイエンス型国際コンベンション都市」等の実現に資する情報収集等を実施。

#### ②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

・税制：関西文化学術研究都市建設促進法に基づく関西文化学術研究都市の建設促進を図るための文化学術研究施設の整備に係る課税の特例措置

○法人税：特別償却 機械・装置：12%、建物・附属設備：6%

### 関連する事務事業等の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①筑波研究学園都市における国際会議開催数

平成26年度については現在集計中であるが、平成25年度の実績値は51件であった。これは平成24年度と比較して減少している。

②関西文化学術研究都市における立地施設数

平成26年度の実績値は126施設で、平成25年度と比較して増加しているものの、目標値には届いていない。

③西文化学術研究都市における外国人研究者数

平成26年度については現在集計中であるが平成25年度については219人で、平成24年度と比較して減少している。

(事務事業等の実施状況)

①波研究学園都市における国際会議開催数

筑波研究学園都市については、「研究学園地区建設計画」で示されている「サイエンス型国際コンベンション都市」等の実現に資する情報収集等を実施している。

②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設・文化学術研究交流施設への税制特例措置

課題の特定と今後の取組みの方向性

①筑波研究学園都市における国際会議開催数

平成26年度については現在集計中であるが、平成25年度の実績値は51件であり、平成24年度と比較しても減少しており、目標達成に向けて進捗していないことからBと評価した。平成22年度までについては目標達成に向け進捗していたが、福島第一原発事故が発生した平成23年度は予定されていた国際会議の取り消し、延期等があり減少した。その後も当該事故が原因で例年に比べ国際会議数が減少しているが、当該事故後の放射性物質の安全性等を主張しているため、平成23年度に比べ上昇している。今後も当該会場の安全性を主張していき、開催数を増加させる。

②関西文化学術研究都市における立地施設数

平成26年度の実績値は126施設で、平成25年度と比較して増加したものの、世界金融危機以降の景気悪化、その後の円高進行等による企業の国内設備投資計画の凍結・見直しや投資意欲の減退等により、学研地区における新規立地についても一時停滞していたため、目標は達成できなかったことから、B評価とした。しかしながら、関西文化学術研究都市が次世代エネルギー実証実験の実施地域に選定されるなど、同都市において環境分野での最先端の取り組みが進められているとともに、平成27年5月にサントリーグループの研究・技術開発施設の同都市への移転、及び平成28年4月に京都大学大学院農学研究科附属農場の同都市への移転が予定されており、関連施設等の新規立地が期待されている。よって、経済情勢の悪化等の外部要因により一時的に立地施設数は伸び悩んでいるものの、地域における様々な取り組みに加えて、これまでの施策を継続させることで、今後着実に立地施設数は増加してゆくものと考えられる。

③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

平成26年度のうちでは集計中であるが、平成25年度の実績値は219人であり、平成24年度と比較しても減少しており、目標達成に向けて進捗していないことからBと評価した。

しかしながら、国、地方公共団体、経済団体等で構成されるサード・ステージ会議において、国際交流の促進のための検討が進み諸外国のサイエンスパークとの交流が推進されるとともに、平成27年5月にサントリーグループの研究・技術開発施設の同都市への移転が予定されているなど、今後も着実な外国人研究者の増加が見込まれる。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

②③関西文化学術研究都市において、平成27年度にサード・ステージ終了に伴い、新たなステージにおけるあり方(ビジョン、戦略等)の検討

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 都市局都市政策課 (課長 井崎 信也)

**業績指標 120**

半島地域の観光入込客数（増加率）と全国の観光入込客数（増加率）の比

**評 価**

A	目標値：全国の増加率比1.00以上（毎年度） 実績値：1.10（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：－
---	--

**（指標の定義）**

半島地域の道府県が集計した観光入込客数の合計値とし、その合計値の増加率が、全国の観光入込客数の増加率以上となることを目指す。（平成22年度を基準とする）。

（注）観光入込客数：観光地及び行祭事・イベントに地域外から訪れた人の数

**（目標設定の考え方・根拠）**

半島地域においては、人口の減少・高齢化が進行するなかで、地域間交流を活発化させることにより地域の自立的発展を目指し、半島振興法に基づく半島循環道路等の交通施設整備、地域の内発的発展を促進するための税制措置、地域資源の活用や地域間連携等の取組の支援施策を実施している。

このため、地域間交流の活発化（交流人口の拡大）の程度を示す指標として、観光入込客数の増大（少なくとも全国水準以上の伸び）を目標とする。

なお、地域間交流の促進は半島振興法上の半島振興計画記載事項に掲げられている。

**（外部要因）**

気象変動、災害、景気変動、観光ニーズの変化、集計方法の変更

**（他の関係主体）**

半島振興対策実施地域指定を受けた22道府県

**（重要政策）****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

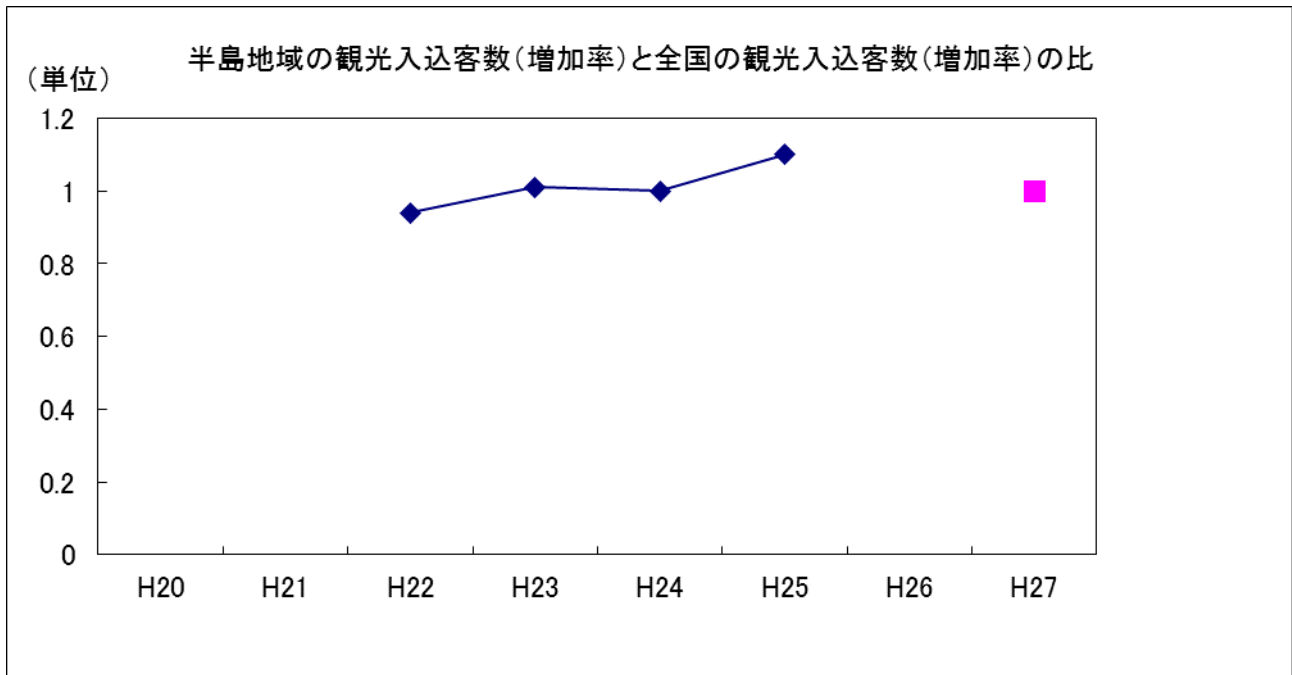
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	
0.94	1.01	1.00	1.10	集計中	



**事務事業等の概要**

**主な事務事業等の概要**

**【予算事業】**

○半島地域振興対策事業経費等

担い手育成に向けた農林水産資源等の地域資源を活用した内発的な地域づくりや半島間連携に向けた取組に係る実証調査を行い、有効な支援方策を検討する。検討を通じて得られた知見を集約し地域への普及を図ることにより、半島地域の自立的な発展を推進する。

予算額：36,405千円(平成26年度) 予算額：39,645千円(平成25年度)

**【税制上の特例措置】**

○半島振興対策実施地域における工業用機械等の割増償却(所得税・法人税)

半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画(一定の基準を満たすものに限る。)に係る地区として関係大臣が指定する地区において、青色申告書を提出する個人又は法人若しくは連結法人が、機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等をして製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供した場合、供用日以降5年間、機械・装置につき普通償却限度額の32/100、建物・附属設備、構築物につき普通償却限度額の48/100の割増償却を認める。

**関連する事務事業等の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**(指標の動向)**

平成25年度の半島地域の観光入込客数の比率は、対平成22年度比で123.1%、全国は対平成22年度比で112.3%であり、全国値と比較した半島地域の変動比は1.10となった(ただし、一部集計中等のため、半島地域、全国値ともに、当室において推計値を使用している)。

平成26年度の実績値については現在集計中であり、目標の達成状況については判断できない。

**(事務事業等の実施状況)**

平成25年度は、半島地域振興対策事業経費等において、8地域において、半島地域の担い手育成、半島間の連携の活動のためのワークショップの開催や専門家によるアドバイス等支援を行ったほか、半島地域の社会経済情勢等に係る基礎調査を実施した。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- ・平成22年度と比較して、平成25年度の観光入込客数が全国で増加している状況の中、半島地域では対全国値を超える増加率を示した事から目標を達成したと判断してAと評価した。なお平成26年度の実績値については集計中である。
- ・なお、今後、目標を継続的に達成するためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化や半島地方の多様な食や自然景観を活用した観光に注目が集まっていることを踏まえ、国内外からの観光人口の増大を含めた交流人口の拡大に資する取組に重点を置きつつ、引き続き支援する必要がある。

**平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成27年度)

・半島振興法は平成27年3月31日が法期限とされていたが、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が10年間延長されるとともに、目的規定の改定、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。

この趣旨を踏まえ、平成27年度から「半島振興広域連携促進事業」を創設し、地域間交流の促進や産業の振興を通じた、地域への定住の促進を図っていくこととしている。

(平成28年度以降)

なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：国土政策局地方振興課半島振興室(室長 中島 壮一)

**業績指標 121**

共助等による除雪体制が整備された市町村の割合

**評 価**

B	目標値： 約90% (平成29年度) 実績値： 62% (平成25年度) 63% (平成26年度) 初期値： 60% (平成24年度)
---	--

**(指標の定義)**

特別豪雪地帯に指定されている市町村(201市町村)のうち、共助等による除雪体制が整備された市町村の割合(共助等による除雪体制が整備された特別豪雪地帯に指定されている市町村数/特別豪雪地帯に指定されている市町村数)。

共助等による除雪体制とは、雪処理について支援を要する高齢者世帯等(以下、「要支援世帯」という)に対し、平時から共助等による雪処理を支援することができる体制とする。

体制整備の要件は以下のいずれかを実施できる体制とする。

- ・「地域コミュニティによる共助除雪」により要支援世帯を支援する体制が整備されている
- ・「地域内外の担い手(ボランティア等)による除雪」により要支援世帯を支援する体制が整備されている

**(目標設定の考え方・根拠)**

高齢化、過疎化が進行している豪雪地帯においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。今後更に雪処理の担い手が不足すると予測される中で、除雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域コミュニティの形成や、地域内外のボランティア等による地域防災力の向上が求められている。

このような状況に鑑み、平成24年3月に豪雪地帯対策特別措置法が改正、同年12月に豪雪地帯対策基本計画が変更され、「除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)」に係る規定が追加された。

特に、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の担い手が不足している特別豪雪地帯の市町村において、平成29年度を目途に、全201市町村の約90%となる180市町村で共助等による除雪体制の整備を促進する。

**(外部要因)**

過疎、高齢化、気象変動

**(他の関係主体)**

- ・関係省庁(内閣府、警察庁、消防庁、総務省、農林水産省等)
- ・豪雪地帯の指定を受けた市町村を含む24道府県及び特別豪雪地帯の指定を受けた201市町村
- ・自治会 等

**(重要政策)****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

豪雪地帯対策基本計画(平成24年12月7日)

国が策定する豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となる計画

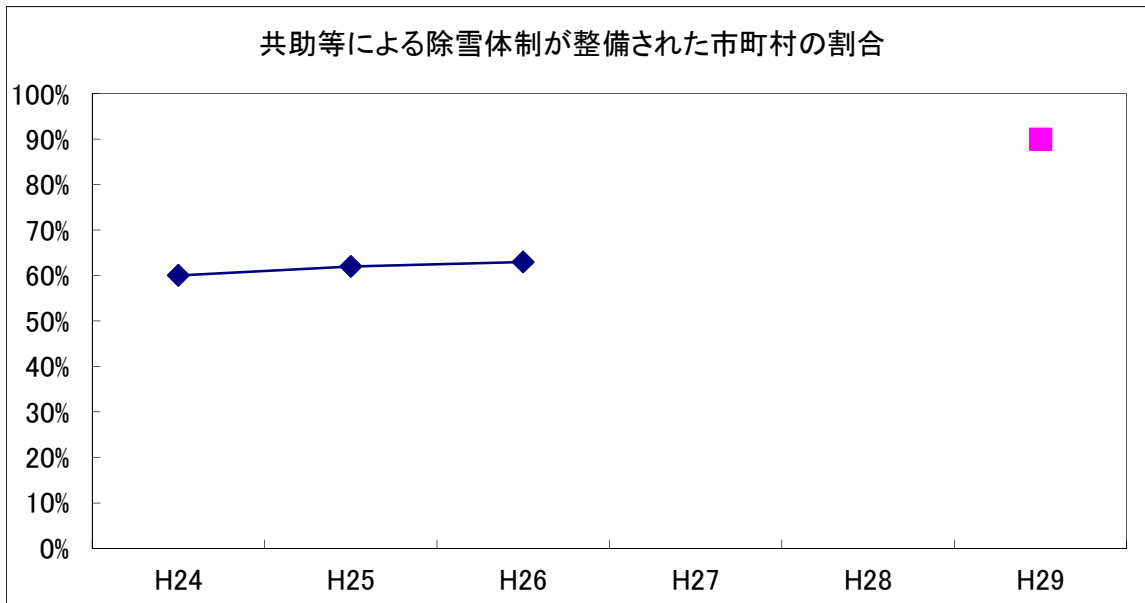
**【閣決(重点)】**

なし

**【その他】**

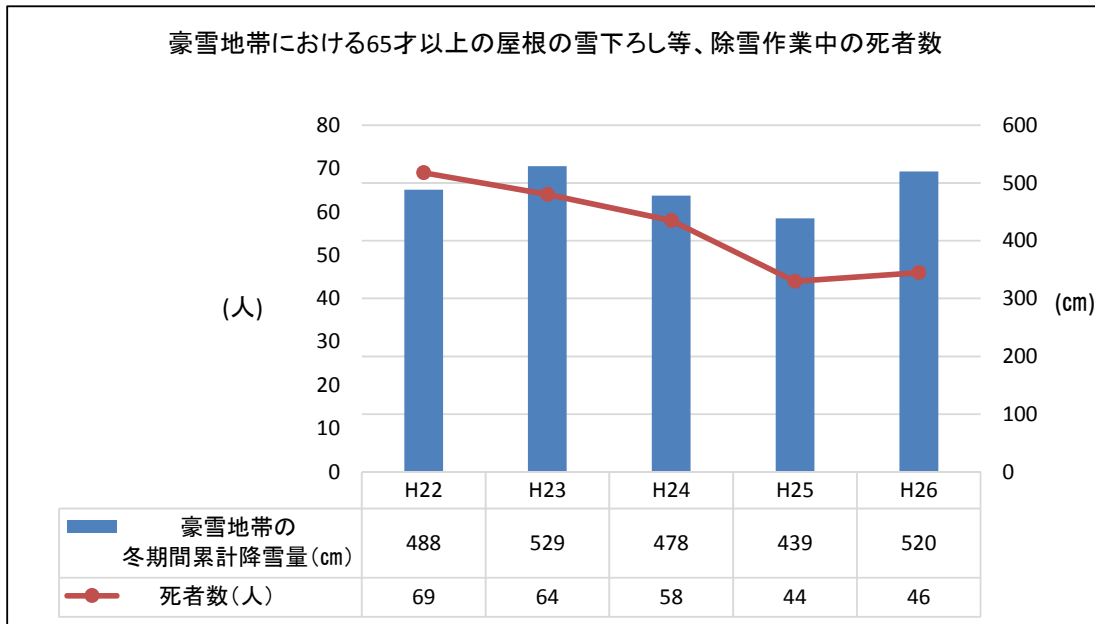
豪雪地帯対策特別措置法(平成24年3月31日改正)

過去の実績値				(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
—	—	6 0 %	6 2 %	6 3 %



※豪雪地帯における65才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数

過去の実績値				(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
6 9 人	6 4 人	5 8 人	4 4 人	4 6 人



### 事務事業等の概要

#### 主な事務事業等の概要

・豪雪地帯に係る調査・検討  
豪雪地帯の現状・課題を把握し、豪雪対策に関する行政ニーズの変化に対応するとともに、地域コミュニティの形成により防災力向上を図り、安全・安心な雪国の形成の視点等により、豪雪地帯対策に関する調査・検討を行う。  
予算額：3.5百万円（平成26年度） 予算額：3.5百万円（平成25年度）

#### 関連する事務事業等の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

実績値は、平成24年度から微増であるため、順調でないと判断した。

#### (事務事業等の実施状況)

- ・雪害による被災者の事故原因分析、自治体に係る降積雪状況・防除雪施設状況等の基礎的なデータの収集・分析を実施。また、H24.3の法改正時、H24.12の基本計画変更時において追加規定となった雪処理の担い手確保や雪冷熱エネルギー活用等の分析・検討を行った。
- ・豪雪地帯における雪処理の担い手の確保・育成を通じて、共助等による効率的・効果的な地域除排雪体制の整備を推進するため、先導的で実効性のある地域の実情に即した克雪体制整備の取組を支援。「新たな地域除排雪の地取組事例」「住民除雪・除雪交流の取組事例」「除雪ボランティア活動関連文書事例集」を作成し、HPで公開、地方自治体等に周知を実施。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・実績値は、平成24年度に初期値を設定してから微増であり、目標値は平成29年度までであるものの、体制整備が鈍化していることから、現時点における評価は「B」とした。
- ・一方で、近年の雪害による被害の特徴として、屋根の雪下ろし等除雪作業中の事故が大半を占め、このうち65才以上の高齢者の占める割合が7割以上を占めていることから、豪雪地帯対策基本計画の中でも位置づけられている地域における除排雪体制の整備を促進し、雪処理の担い手を確保することが重要である。また、地域の実情に即した地域除排雪づくりに向けた取組への支援を通じ、豪雪地帯における除雪ボランティア等による地域除雪や、ボランティアと地域を繋ぐコーディネーターの養成等、各地で克雪体制整備の取組の機運が見られ、今後も増加傾向になると推測されることから、引き続き現在の施策を維持することが妥当であると考えられる。
- ・なお、特別豪雪地帯における共助等による除雪体制の整備率が63%である一方、公助による除雪体制の整備率は75%と高いため（参考：豪雪地帯における公助体制整備率53%、共助等体制整備率55%）、今後、ヒアリングやアンケート調査等を通じて、特別豪雪地帯の高齢化率や生活環境、地域特性、冬期の自治会等の仕組み等、公助、共助体制の実情や自治体の考え方を把握し、要因分析を行った上で、これら実態を踏まえて、目標達成に向けた必要な施策の改善についても検討することとする。

※ 施策の効果をアウトカムの観点からも確認するため、「豪雪地帯における65才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数」についても評価を行った。

・過去の動向から、死者数は降雪量に左右されることが判明しているが、直近5年間の当該死者数は、降雪量が全体的に過去に比べ多い中、減少傾向が見られる。

・一方、平成26年度は当該死者数が増加しているが、雪の降り出し時期が12月第1週目と例年より早かったためと考えられる。

・引き続き、「共助等による除雪体制が整備された市町村の割合」と併せて、「豪雪地帯における65才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数」についても評価を行っていくこととする。

## 平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成27年度)

なし

#### (平成28年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 国土政策局地方振興課（課長 織田村 達）



**業績指標 1 2 2**

特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数

評 価	
A	目標値： 11 件（平成 28 年度） 実績値： 8 件（平成 25 年度） 9 件（平成 26 年度） 初期値： 3 件（平成 23 年度）

**（指標の定義）**

都市再生特別措置法 19 条の 2 に基づき、特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成 23 年 4 月に都市再生特別措置法を改正し、都市の国際競争力の強化を図る「特定都市再生緊急整備地域」制度を創設し、平成 24 年 1 月には、特定都市再生緊急整備地域として全国 11 箇所が指定された。この特定都市再生緊急整備地域において官民連携により整備計画を策定し、これに基づいて国際競争力の強化に資する都市開発プロジェクト推進及びインフラ整備等を推進することが、都市の国際競争力の強化を図る上で重要であるため、平成 28 年度までに現在指定されている 11 箇所の特定都市再生緊急整備地域の全てで整備計画が策定されることを目標として設定する

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

内閣官房、地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

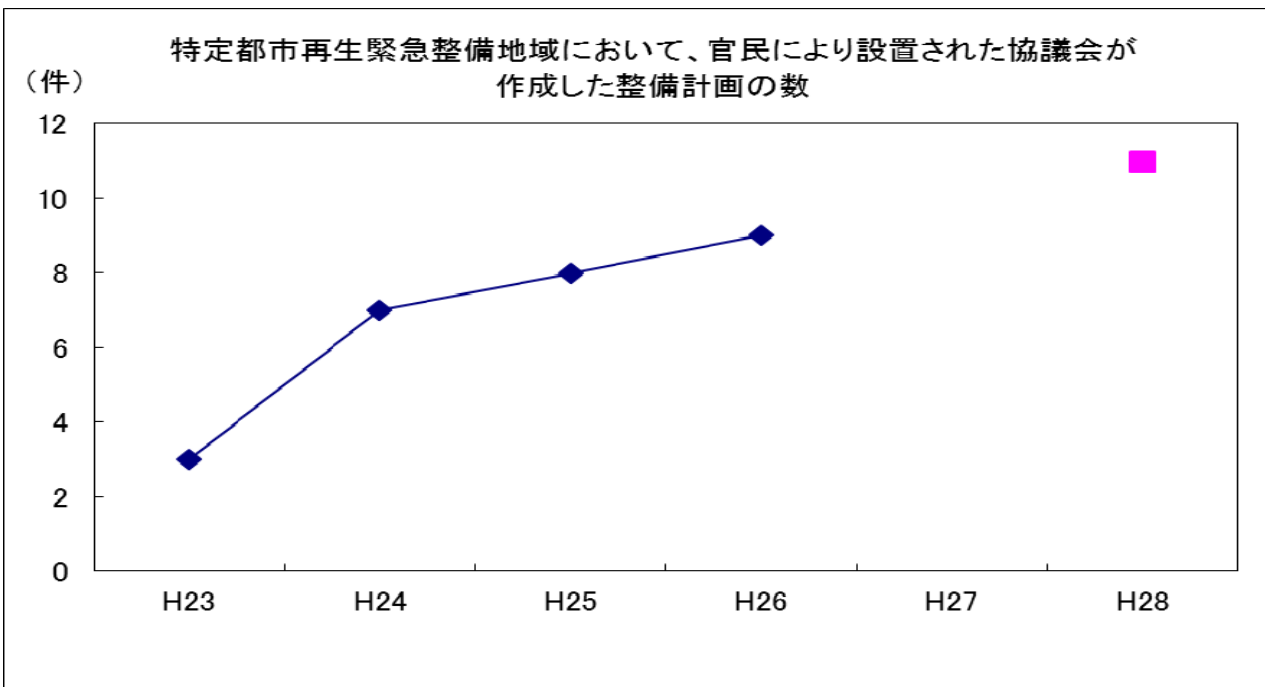
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）第 3 章に記載あり

**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）
H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
3 件	7 件	8 件	9 件	



## 事務事業等の概要

### 主な事務事業等の概要

内閣官房、地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者等と協力しながら、地域整備方針に基づき、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画の作成を行う。

### 関連する事務事業等の概要

国際競争拠点都市整備事業により、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要となる都市拠点インフラの整備を推進する。(平成25年度：62億円、平成26年度：65億円)

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成25年度には大阪駅周辺地域、平成26年度には大阪コスモスクエア駅周辺地域で整備計画を作成しており、目標達成に向け順調に推移している。

#### (事務事業等の実施状況)

整備計画が作成されていない地域においても、協議会を開催し整備計画を検討するよう、関係者と調整を行っている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標達成に向け順調に推移していることと見込まれることから、現在の施策を着実に推進することとし、Aと評価した。今後も着実に官民連携を推進し、都市の国際競争力の強化を図っていく。

## 平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成27年度)

なし

### (平成28年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局まちづくり推進課官民連携推進室(室長 中村 健一)

関係課：都市局市街地整備課(課長 英 直彦)

**業績指標 1 2 3**

民間都市開発の誘発係数（民都機構が係わった案件の総事業費を当該案件の民都機構支援額で除したもの）

**評 価**

B	目標値：12.0倍（平成24～28年度の平均） 実績値：11.1倍（平成22～26年度の平均） 10.8倍（平成21～25年度の平均） 初期値：12.3倍（平成19～23年度の平均）
---	--

**（指標の定義）**

（一財）民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）が係わることにより、優良な都市開発が誘発された過去5年間の平均の倍率。

分母を民都機構が係わった案件の民都機構支援額とし、分子を当該案件の総事業費とする。

**（目標設定の考え方・根拠）**

本業績指標について、平成23年度までの支援実績及び平成24年度予算を元に算出した平成24年度実施業務における見込値が約1.2倍であり、今後もこの水準を維持することを目標とする。

**（外部要因）**

民間事業者等の都市開発事業に対する取組状況、経済状況、金利環境

**（他の関係主体）**

民都機構

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

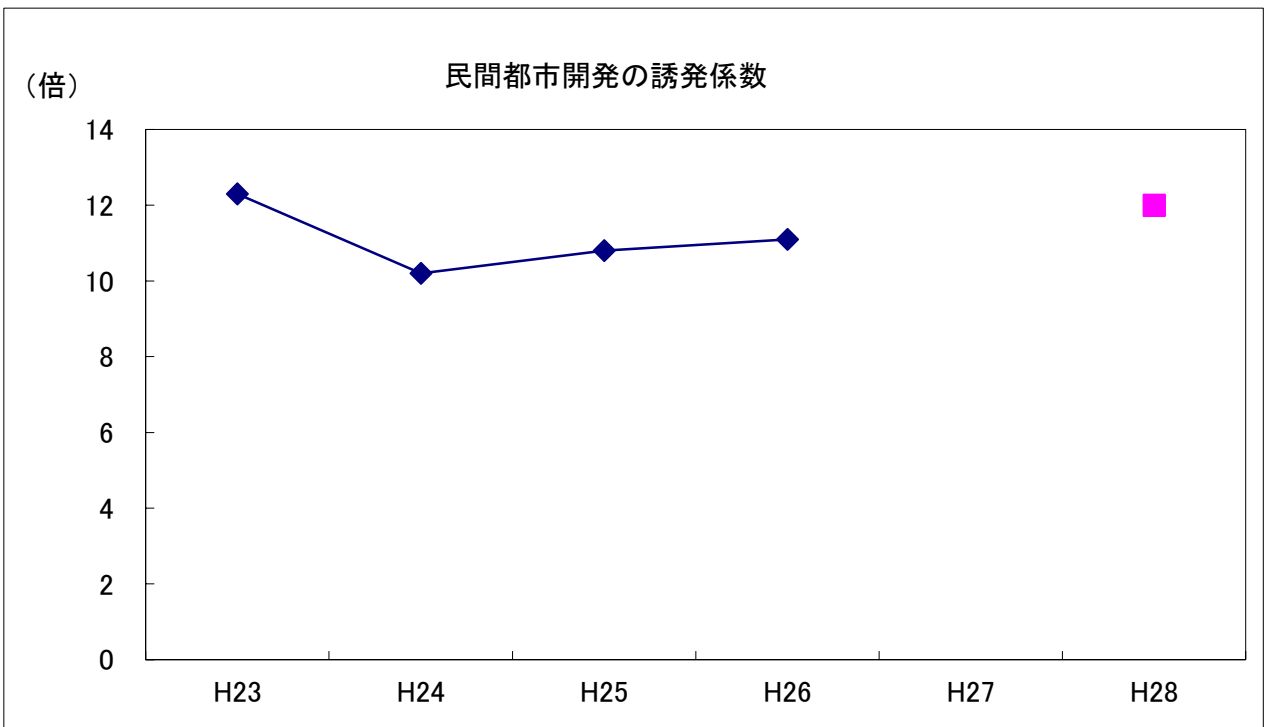
なし

**過去の実績値**

（年度）

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
(14.4倍)	(6.1倍)	(6.8倍)	(22.8倍)	12.3倍 (11.6倍)	10.2倍 (3.8倍)	10.8倍 (9.0倍)	11.1倍 (8.1倍)

※下段括弧内は当該年度の単年度実績値



## 事務事業等の概要

### 主な事務事業等の概要

○民都機構の行う各業務の推進

・メザニン支援業務

都市再生特別措置法に基づく認定を受けた都市開発事業のうち公共施設等の整備に要する費用について、貸付け又は社債取得によりミドルリスク資金を供給し、事業の着実な推進を図る。

政府保証枠：500億円（平成25年度）、520億円（平成26年度）

・まち再生出資業務

都市再生特別措置法に基づく認定を受け、市町村が作成する都市再生整備計画に基づく事業と一体的に公共施設等の整備を行う都市開発事業等について、出資により公共施設等の整備に要する費用を支援し、事業の着実な推進を図る。

・共同型都市再構築業務

地域の生活に必要な都市機能（教育文化、医療、社会福祉、子育て支援、商業等）の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する、公共施設等の整備を行う都市開発事業等について、共同施行方式で支援する。

予算額：50億円（平成25年度）、55億円（平成26年度）

・住民参加型まちづくりファンド支援業務

地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりに誘導するため、「まちづくりファンド」に対して支援を行う。

予算額：2億円（平成25年度）、2億円（平成26年度）

### 関連する事務事業等の概要

なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

金融環境の緩和等により、平成26年度において誘発係数は8.1倍となり、前年度に比べて減少した。

なお、平成22年度から平成26年度までの平均では11.1倍となり、目標値を下回っている。

(事務事業等の実施状況)

民都機構において、当機構の業務である各業務（融資等を行うメザニン支援業務、出資を行うまち再生出資業務、共同施行方式で支援する共同型都市再構築業務、補助を行う住民参加型まちづくりファンド支援業務）において、融資、出資等を行うことにより、民間資金の呼び水となることで、民間事業者が行う都市開発事業の推進を図っている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

金融環境の緩和等により、平成26年度において誘発係数は8.1倍となり、前年度に比べて減少し、平成22年度から平成26年度までの平均でも11.1倍となり、目標値を下回ったことから、Bと評価した。

他方、事業規模等については個別の案件毎で額の幅が大きいため、直近の単年度の数値が低くても、複数年でみると目標の達成は可能と考えられ、今後、外部要因である経済環境を含めた都市開発市場の動向等を踏まえながら、見直し等を行った民都機構の業務を活用していくことにより、引き続き民間都市開発の推進を図り、目標値の達成を目指し、取組を進めていく。

## 平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

共同型都市再構築業務について、都市開発市場の動向を踏まえ、特別目的会社（SPC）への支援ニーズ及び土地取得段階での支援ニーズに対応する拡充を行った。

住民参加型まちづくりファンド支援業務について、まちづくりにおける新たな資金調達手段であるクラウドファンディングに対応するための拡充を行った。

(平成28年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局まちづくり推進課都市開発金融支援室（室長 光安 達也）

港湾局産業港湾課産業連携企画室（室長 西村 拓）

**業績指標 1 2 4**

自動二輪車駐車場供用台数

**評 価**

A	目標値：100%（平成30年度） 実績値：94.1%（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：80.5%（平成24年度）
---	---

**(指標の定義)**

駐車場法に基づく自動二輪車駐車場の整備台数及び自転車等駐車場での自動二輪車受入台数を合わせた自動二輪車駐車場供用台数とする。

**(目標設定の考え方・根拠)**

平成18年度より駐車場法の対象に自動二輪車が追加されたが、自動車駐車場に比して整備が進んでいない自動二輪車駐車場の整備を推進するため、駐車場法に基づく自動二輪車駐車場の整備台数及び自転車等駐車場における自動二輪車の受入台数を合わせた自動二輪車駐車場供用台数について、平成30年度末までに、自動車の駐車場整備比率（注1）に対する自動二輪車の駐車場整備比率（注2）が同等（100%；注3）となるように整備されることを目標とし、目標値を設定。

（注1） 自動車の駐車場整備比率 = 整備済み自動車駐車場台数 / 自動車保有台数

（注2） 自動二輪車の駐車場整備化率 = 自動二輪車駐車場供用台数 / 自動二輪車保有台数

（注3） 業績目標値の算出方法・・・ 目標値 = 自動二輪車の駐車場整備比率 / 自動車の駐車場整備比率

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

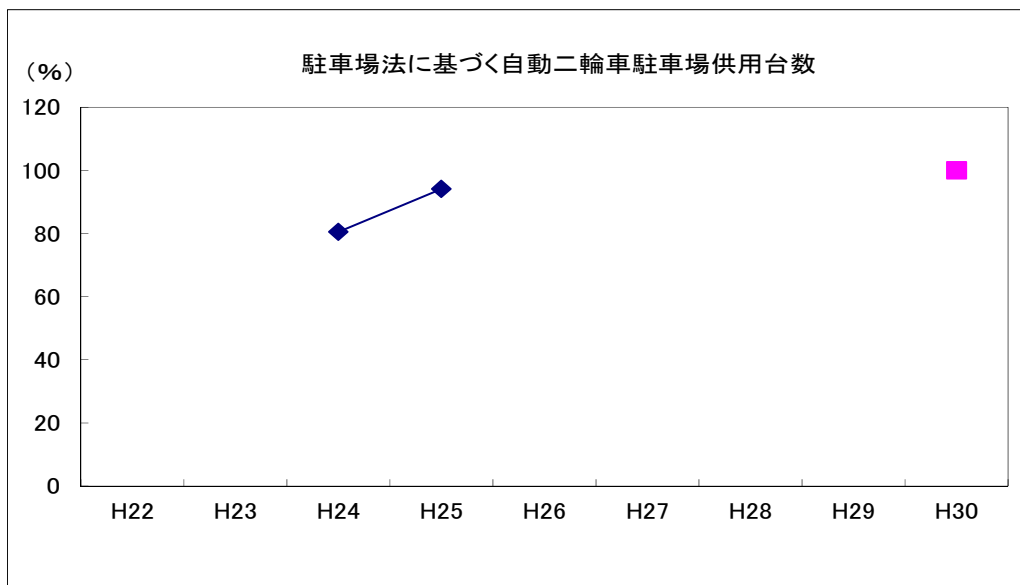
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H22	H23	H24	H25	H26
—	—	80.5	94.1	集計中



## 事務事業等の概要

### 主な事務事業等の概要

○駐車場法に基づく駐車場整備の推進  
各地方公共団体における附置義務条例の策定等を促進することにより、駐車場法に基づく駐車場整備の推進を図る。

○既存駐車場や自転車等駐車場への自動二輪車への受け入れ  
既存の駐車場への自動二輪車の受け入れを推進するため、地方公共団体を対象とした担当者会議や駐車場管理者等を対象とした講習会等において周知徹底する。また、各地方公共団体へ既存の自転車等駐車場への自動二輪車の受け入れ推進について通知（H22.4.20付け及びH23.5.12付け）。

### 関連する事務事業等の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成25年度については94.1%（前年度比13.6%増加）となっており、目標に向けて順調に推移している。

#### （事務事業等の実施状況）

平成26年度においても、引き続き既存駐車場や自転車等駐車場への自動二輪車の受け入れを推進しており、地方公共団体を対象とした担当者会議等において周知徹底を図った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、平成25年度については前年度比13.6%増加となっており、目標達成に向けて順調に推移しているためAと評価した。
- ・引き続き、地方公共団体や駐車場関係者に対し、自動二輪車の受け入れの周知に努める。

※施策の効果をアウトカムの観点からも確認するため、「自動二輪車の駐車違反取締件数（放置車両確認標章取付件数）」についても評価を行った。

- ・実績値は、平成25年中については91,247件、平成26年中については77,473件となっており、減少傾向となっている。
- ・引き続き、「自動二輪車駐車場供用台数」と併せて、「自動二輪車の駐車違反取締件数（放置車両確認標章取付件数）」についても評価を行っていくこととする。

## 平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成27年度）

なし

### （平成28年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局街路交通施設課（課長 神田 昌幸）

**業績指標 125**

都市機能更新率（市街地再開発事業等により4階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合）

**評 価**

A	目標値：44.0%（平成30年度） 実績値：40.8%（平成26年度） 初期値：40.5%（平成25年度）
---	---

**（指標の定義）**

特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域）における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合。従前の市街地が一般に木造2階建て又は空地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物等への更新割合を測定する。

**（目標設定の考え方・根拠）**

特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区の再開発が、今後も着実に推進されるものとして、これまでの実施状況を踏まえ5年後の目標値を設定。

**（外部要因）**

当該地区に対する任意の民間建築投資量の動向等

**（他の関係主体）**

地方公共団体（都市計画決定、事業主体、民間事業者への補助金交付等）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日）都市の競争力の向上を図るため、都市再生や都市防災等における課題を解消し、外国企業や来訪者を呼び込むための環境整備を行う。（第二、一.5.（3）iv）①都市の競争力の向上）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日）コンパクトシティ、スマートシティ等の形成に向けて、民間の資金やノウハウを活かし、都市機能の集約を含めた都市再生（中略）等の持続可能な地域づくりを推進する。（第2章3.（3）（都市再生等））

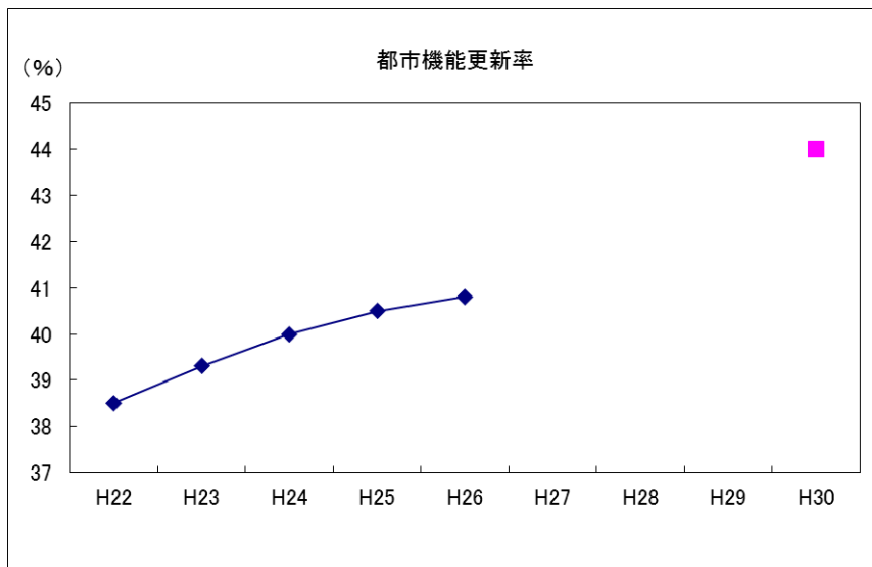
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				（年度）	
H22	H23	H24	H25	H26	
38.5%	39.3%	40.0%	40.5%	40.8%	



## 事務事業等の概要

### 主な事務事業等の概要

#### ○ 市街地の再開発の推進

##### ・市街地再開発事業の実施

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を、補助、融資、債務保証、税制特例等により支援し、その推進を図っている。

予算額（平成25年度）：社会資本整備総合交付金0.9兆円の内数及び防災・安全交付金1.0兆円の内数

（平成26年度）：社会資本整備総合交付金0.9兆円の内数及び防災・安全交付金1.1兆円の内数

##### ・市街地の再開発を支援する事業の推進

市街地における任意の再開発のうち、一定の要件を満たすものについて優良建築物等整備事業等により支援するとともに、再開発と一体的に周辺地域の整備を行う都市再生総合整備事業等により、市街地の面的な整備や拠点の形成を図っている。（優良建築物等整備事業、都市再生総合整備事業等）

予算額（平成25年度）：社会資本整備総合交付金0.9兆円の内数及び防災・安全交付金1.0兆円の内数

（平成26年度）：社会資本整備総合交付金0.9兆円の内数及び防災・安全交付金1.1兆円の内数

##### ・暮らし・にぎわい再生事業の実施

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援し、その推進を図っている。

予算額（平成25年度）：社会資本整備総合交付金0.9兆円の内数及び防災・安全交付金1.0兆円の内数

（平成26年度）：社会資本整備総合交付金0.9兆円の内数及び防災・安全交付金1.1兆円の内数

#### 【税制上の特例措置】

##### ①施設建築物に対する割増償却制度（所得税・法人税）

・市街地再開発事業により建築された施設建築物（権利床、再開発会社の取得する保留床及び住宅の用に供する部分を除く。）の取得者に対する割増償却（5年間10%）の特例措置

##### ②権利床に係る固定資産税の減額制度（固定資産税）

・市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物（権利床）に係る特例措置（住宅床2/3、非住宅床1/3（一種事業の場合1/4）を減額（新築後5年間））

##### ③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）

・市街地再開発事業の用に供するために施行者に土地等を譲渡した場合の軽減税率

・三大都市圏の既成市街地等内で行われる一定の要件を満たす特定の民間再開発事業（認定再開発事業を含む）のために事業区域内の土地等を譲渡した場合の軽減税率

・認定民間都市再生事業または認定都市再生整備事業の用に供するために認定事業者が土地等を譲渡した場合の軽減税率

##### ④特定の事業用資産の買換え等の特例措置（所得税・法人税）

・市街地再開発事業の資産を譲渡して施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換特例等（繰延割合80%）

・市街化区域又は既成市街地等の地域内における特定建物の建築のための特定の事業用資産の買換特例等（繰延割合80%）

・特定民間再開発事業により資産を譲渡して中高層の耐火建築物等を取得した場合の居住用資産の買換特例等（繰延割合100%）

##### ⑤都市再生促進税制（所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税）

・我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（=都市再生）を図るため、都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業に係る特例措置

#### 関連する事務事業等の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

・平成25年度は40.5%で、対前年度0.5ポイントの増加、平成26年度は40.8%で、対前年度0.3ポイントの増加となっており、平成30年度目標値の達成に向けて概ね順調に推移している。

#### （事務事業等の実施状況）

・市街地再開発事業は、これまでに約840地区で事業完了しているほか、約150地区で事業中である（平成26年3月31日時点）。生活に必要な都市機能等を集約し持続可能な都市構造への再編に資する魅力ある都市拠点の形成や、防災上危険な密集市街地の解消を図るため、これらの課題を抱える地区について特に重点的に、市街地再開発事業とその関連制度により、市街地の再開発を推進している。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標は目標値の達成に向けて順調に推移しており、Aと評価した。引き続き、市街地再開発事業等による既成市街地の更新について、より一層の推進に努める。特に、コンパクトシティの形成や都市の競争力の向上に資する重点的に再開発を進めるべき地区については、予算の重点配分や支援制度の整備・拡充等所要の施策を講じ



ることにより、早期の事業化、事業完了を目指す。

**平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：都市局市街地整備課(課長 英 直彦)

関係課：住宅局市街地建築課(課長 香山 幹)

都市局まちづくり推進課(課長 横山 征成)

**業績指標 126**

中心市街地人口比率の増加率

**評価**

A	目標値：前年度比0.2%増（毎年度） 実績値：前年度比0.83%増（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：前年度比0.16%減（平成21年度）
---	---

**(指標の定義)**

市全域の人口に対する中心市街地（商店街と主要駅、市役所等への徒歩アクセスを考慮した街なみ居住を推進すべき地域※）人口の比率の増加率。

※中心市街地活性化法に基づく基本計画区域に近似した区域。

※中心市街地人口比率：市中心部の3Km×3Kmの区域に含まれる町丁目の人口/市域全体の人口

中心市街地人口比率の増加率  $((A - B) / B)$

A：当該年度の中心市街地人口比率

B：前年度の中心市街地人口比率

**(目標設定の考え方・根拠)**

街なか居住推進施策等に取り組むことを前提として、中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり（コンパクトシティ）の実現に向けてのメルクマールである、市全域人口に対する中心市街地人口の比率を着実に伸ばしていく必要があることから、前年度比0.2%増を目標とする。

**(外部要因)**

市町村合併による市全域の人口増、民間による投資動向（郊外の住宅地、大型商業施設への投資等）

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）等

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・日本再興戦略（平成25年6月14日）

一. 日本産業再興プラン 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上

**【閣決（重点）】**

なし

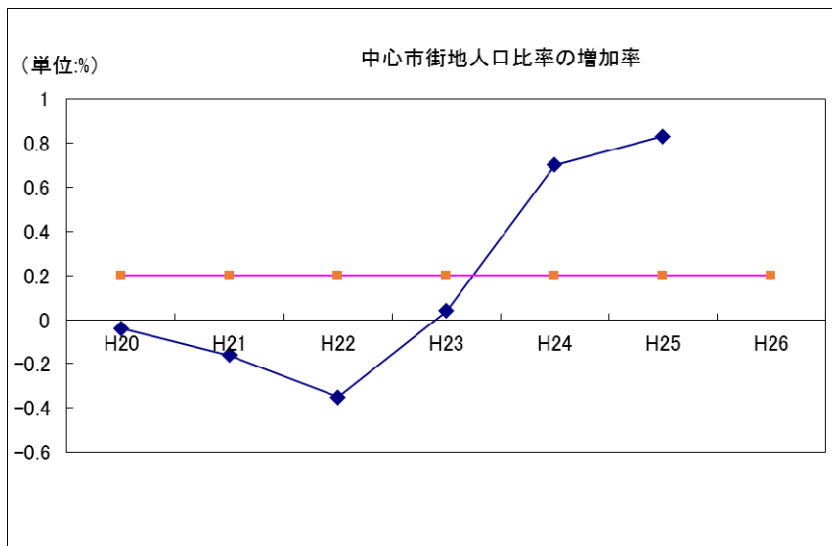
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1.1%減	0.7%減	0.5%減	0.04%減	0.16%減	0.35%減	0.04%増	0.7%増	0.83%増	集計中



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

○ 街なか居住再生ファンド

地方都市等の中心市街地活性化を図るため、小規模な遊休地等を核として行われる民間の多様な住宅等の整備

事業に対して出資による支援を行う街なか居住再生ファンドを平成17年度に創設し、都市の中心部への居住を推進している。平成20年度に、街なか居住再生ファンドの出資対象地区に、景観法に基づく景観計画が定められた区域等を追加した。

○ 地方都市等の中心市街地等における居住機能の回復に対する支援

中心市街地において一定の要件を満たす住宅整備に対し、街なか居住再生型住宅市街地総合整備事業による支援を行い、街なか居住の推進を図っている。

予算額：住宅市街地総合整備事業（社会資本整備総合交付金9,031億円〔当初予算〕の内数（平成25年度）、社会資本整備総合交付金9,124億円〔当初予算〕の内数（平成26年度））

○ 中心市街地共同住宅供給事業

中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援し、街なか居住の推進を図るため、平成18年度に優良建築物等整備事業に中心市街地共同住宅供給タイプを追加している。

予算額：優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金9,031億円〔当初予算〕の内数（平成25年度）、社会資本整備総合交付金9,124億円〔当初予算〕の内数（平成26年度））

○ 中心市街地整備推進機構に係る税制特例（所得税・法人税・個人住民税・不動産取得税）

中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、中心市街地整備推進機構の土地取得に係る特例措置を講じる。

#### 関連する事務事業の概要

○ 暮らし・にぎわい再生事業

中心市街地の再生を図るため、「選択と集中」の考え方にに基づき、意欲のある地区を選定し、都市機能のまちなか立地及び空きビルの再生並びにこれらに関連する賑わい空間施設整備や計画作成・コーディネートに要する費用について総合的に支援する事業を平成18年度に創設している。

予算額：暮らし・にぎわい再生事業（社会資本整備総合交付金9,031億円〔当初予算〕の内数及び防災・安全交付金1.04兆円の内数（平成25年度）、社会資本整備総合交付金9,124億円〔当初予算〕の内数及び防災・安全交付金1.08兆円の内数（平成26年度））

○ 集約都市開発支援事業

都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素まちづくり計画区域内で実施される認定集約都市開発事業（都市機能の集約を図るための拠点の形成に資する事業）及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援する事業を平成24年度に創設している。

○ 集約都市形成支援事業

拡散した都市機能の集約に必要な都市機能の中心拠点への移転に際し、旧建物の除却処分や跡地の緑地化等を支援する事業を平成25年度に創設している。

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

指標の動向については、平成20年から平成22年度までの実績値は降下傾向であったが、平成23年度以降の実績値については上昇に転じており、順調に進捗すれば、平成26年度も目標値を達成することが見込まれる。なお、平成26年度の実績値の算定は、平成27年12月までに集計予定。

（事務事業の実施状況）

中心市街地の活性化を図るため、街なか居住再生ファンドを平成17年度に創設したほか、街なか居住再生型住宅市街地総合整備事業等の施策により街なか居住の推進を図っている。また、平成18年度に暮らし・にぎわい再生事業や中心市街地共同住宅供給事業を創設し、中心市街地活性化の取り組みに対する支援を行っている。このほか、平成24年度より集約都市開発支援事業、平成25年度より集約都市形成支援事業を創設し、支援を行っている。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成23年度以降の実績は好調に推移しており、平成26年度における実績値は集計中であるが、平成25年度は目標を達成し、平成26年度も目標を達成することが見込まれることから、Aと評価した。引き続き、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進すべく、支援制度の拡充、税制特例措置といった各種施策を講じていくこととする。

#### 平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局市街地建築課（課長 香山 幹）

関係課：都市局まちづくり推進課（課長 横山 征成）

都市局市街地整備課（課長 英 直彦）

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 長谷川 貴彦）

**業績指標 127**

物流拠点の整備地区数

**評価**

A	目標値：100%（80地区）（平成28年度） 実績値：83%（66地区）（平成25年度） 84%（67地区）（平成26年度） 初期値：79%（63地区）（平成23年度）
---	---

**（指標の定義）**

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数

**（目標設定の考え方・根拠）**

総合物流施策大綱（2009-2013）において掲げられた「今後推進すべき物流施策」の進捗状況を反映し、平成28年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

**（外部要因）**

地元との調整等

**（他の関係主体）**

地方公共団体等（事業施行者）

**（重要政策）****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

物流施策大綱（2013-2017）（平成25年6月25日）

**【閣決（重点）】**

なし

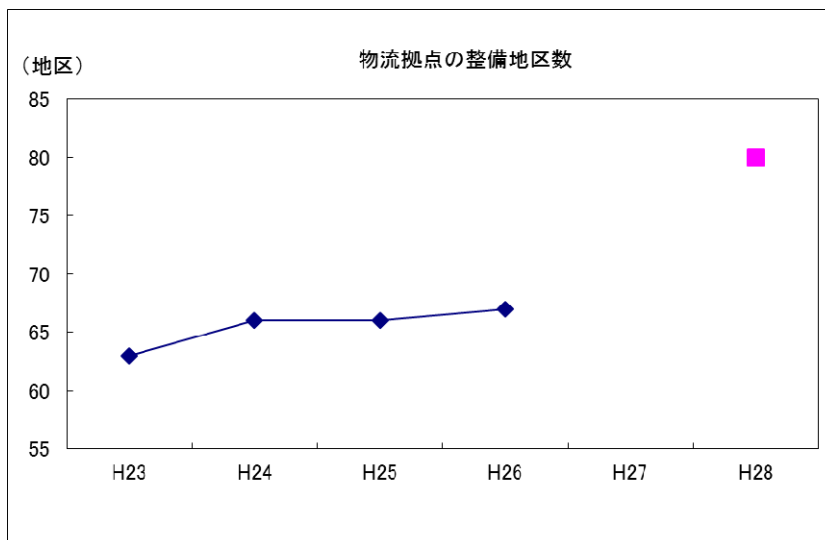
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

（年度）

H22	H23	H24	H25	H26
73% （58地区）	79% （63地区）	83% （66地区）	83% （66地区）	84% （67地区）

**事務事業等の概要****主な事務事業等の概要**

○流通業務市街地の整備の推進

流通業務市街地の整備に関する法律の適切な運用等に基づき、流通業務市街地の整備推進を図る。

**関連する事務事業等の概要**

○土地区画整理事業の活用

土地区画整理事業手法等の活用等により、IC周辺等における物流施設用地の整備推進を図る。

○税制上の特例措置

- ①収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税特例(所得税・法人税)
  - ・流通業務団地造成事業により土地等が買い取られる場合の5,000万円特別控除又は代替資産取得の特例
- ②被収用不動産等に代わる不動産の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例(不動産取得税)
  - ・流通業務団地造成事業により土地が買い取られる場合の代替資産取得の課税標準の特例
- ③流通業務地区内に設置される一定の施設に対する課税標準の特例(事業所税)
  - ・事業に係る事業所税の課税標準(1/2)の特例

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

(指標の動向)

平成26年度までの実績値は67地区であり、前年度比で1件増加している。実績値が目標値に対するトレンドを下回っているものの、今後、平成27年度に9地区、平成28年度に6地区の整備完了を予定しており、目標年度である平成28年度までに、整備完了地区数の目標値である80地区を超える物流拠点の整備完了が予定されており、目標値達成に向け、着実に推移していると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

流通業務立地等の円滑化を図るため、主として物流拠点の整備を行う地方公共団体から構成される流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や普及促進等を行うとともに、社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施している。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

業務指標の実績値は目標達成に向け着実に推移していると見込まれ、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、Aと評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

**平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：都市局市街地整備課(課長 英 直彦)

**業績指標 128**

主要な拠点地域における都市機能集積率の増減率

評価	
A	目標値：前年度比+0%以上（毎年度） 実績値：前年度比+0%（約4%）（平成25年度） 前年度比+0%（約4%）（平成26年度） 初期値：－

**（指標の定義）**

分母を人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積、分子を主要な拠点地域※1の延べ床面積として、都市機能の拡散・集積の動向を評価する。

※1 一定の基盤整備がなされている、もしくは拠点形成に向け市街地整備等が行われている主要な中心市街地及び交通結節点周辺等を地方公共団体より4次メッシュ（500mメッシュ）単位でヒアリングしたもの

**（目標設定の考え方・根拠）**

人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。

**（外部要因）**

地元調整（権利者との権利調整等）、不動産の需要動向等

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体等）、民間等（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・都市再生特別措置法（平成26年6月13日法律第69号）
- ・経済財政運営と改革の基本方針（平成26年6月24日）コンパクトシティ、スマートシティ等の形成に向けて、民間の資金やノウハウを活かし、都市機能の集約を含めた都市再生や地域公共交通網の再構築、中心市街地の活性化を推進するとともに、子育てしやすく高齢者の暮らしやすい住宅・まちづくり・・・（中略）・・・を推進する。（第2章3.（3））等
- ・日本再興戦略（平成26年6月24日）都市の競争力の向上に関連して、都市再生特別措置法等及び地域公共交通活性化再生法の改正が本年5月に成立し、これらの法律に基づく立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画を作成する地方公共団体を総合的に支援する体制を構築するとともに、・・・（中略）・・・コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を推進しているところ。（第二、一.5.5-1.（2））等

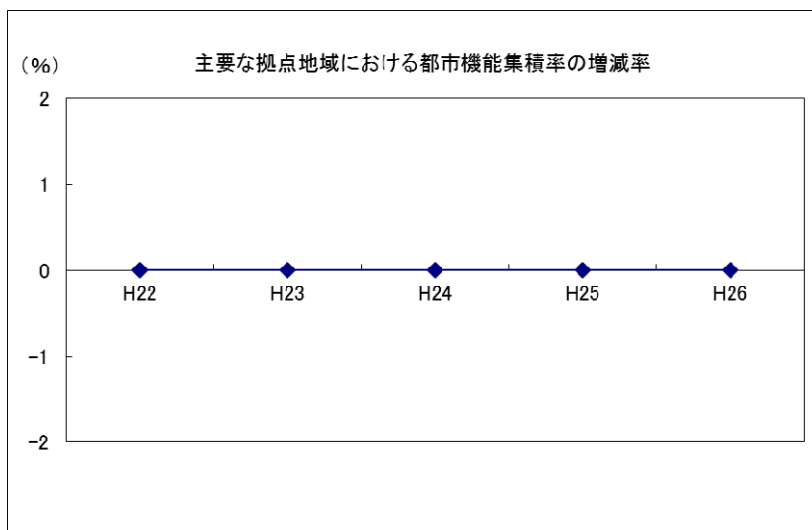
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	
前年度比+0% （約4%）	前年度比+0% （約4%）	前年度比+0% （約4%）	前年度比+0% （約4%）	前年度比+0% （約4%）	前年度比+0% （約4%）



## 事務事業等の概要

### 主な事務事業等の概要

- コンパクトシティの形成支援  
社会資本整備総合交付金等の財政支援等により、都市機能の集約を図っている。  
予算額（平成25年度）：社会資本整備総合交付金0.9兆円の内数及び防災・安全交付金1.0兆円の内数等  
（平成26年度）：社会資本整備総合交付金0.9兆円の内数及び防災・安全交付金1.1兆円の内数等
- 税制上の特例措置
  - ①特定の事業用資産の買換え等の特例措置(所得税・法人税)
    - ・都市機能誘導区域外に存する事業用資産を譲渡して都市機能誘導区域内に存する事業用資産を取得した場合の事業用資産の買換特例(繰延割合80%)
  - ②特定民間再開発事業の促進に係る資産の買換えの場合の課税の特例(所得税)
    - ・特定民間再開発事業(認定集約都市開発事業計画)により資産を譲渡して中高層の耐火建築物等を取得した場合の居住用資産の買換特例(繰延割合100%)
  - ③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(所得税・法人税・個人住民税)
    - ・認定集約都市開発事業地区内で行われる一定の要件を満たす特定の民間再開発事業のために事業地区内の土地等を譲渡した場合の軽減税率
  - ④認定誘導施設等整備事業の公共施設等の課税標準の特例措置(固定資産税・都市計画税)
    - ・立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域における認定誘導事業計画で整備する公共施設等の部分に係る課税の特例措置(固定資産税・都市計画税の課税標準1/5控除(5年間))

### 関連する事務事業等の概要

なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成25年度及び平成26年度の実績値は目標である前年度比+0%を達成しており、目標達成に向け順調に推移していると見込まれる。

#### (事務事業等の実施状況)

社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により都市機能の集約を図ることで、コンパクトシティの形成を推進している。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)に基づき、コンパクトシティ形成支援チームを設置し、コンパクトシティ形成に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるよう、関係施策が連携した支援策について検討するなど、関係省庁を挙げて市町村の取組に対する支援を進めているところ。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標の実績値は目標達成に向け着実に推移していると見込まれ、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、Aと評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

## 平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### (平成27年度)

なし

#### (平成28年度以降)

なし

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局市街地整備課(課長 英 直彦)  
関係課：都市局まちづくり推進課(課長 横山 征成)  
都市局都市計画課(課長 宇野 善昌)  
都市局街路交通施設課(課長 神田 昌幸)  
住宅局市街地建築課(課長 香山 幹)

**関連指標 14**

全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合

**実績値等**

目標値：	10.0%	(平成32年度)
実績値：	4.5%	(平成25年度)
	3.9%	(平成26年度)
初期値：	—	

**(指標の定義)**

テレワーカーとは、ICTを活用して、場所にとらわれない柔軟な働き方をする人である。「週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー」とは、テレワーカーのうち、会社・官公庁・団体や自営業主に雇われている人、会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・幹事などの役員の人及び派遣社員、契約社員、嘱託、パート、アルバイトとして働いている人で、週1日以上終日在宅でテレワークを行っている人とする。

**(目標設定の考え方・根拠)**

政府では、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画型社会、高齢者・障害者の社会参画、都市問題の解決等を着実に進めること等を目的としてテレワークを推進しており、当省も含めたテレワーク関係省庁が連携してテレワークの普及・推進に取り組んでいる。当政策目標の関連指標として、最新のテレワークに関する政府目標である「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)におけるKPI(Key Performance Indicator)の「全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合」を目標として交通混雑や環境負荷等の都市問題の解決や地域活性化に資するものとする。

**(外部要因)**

該当なし

**(他の関係主体)**

総務省、厚生労働省、経済産業省

**(重要政策)****【施政方針】**

第183回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)

「将来の資源大国にもつながる海洋開発、安全保障や防災など幅広い活用ができる宇宙利用、テレワークや遠隔医療など社会に変革をもたらし得るIT活用。日本に「新たな可能性」をもたらすこれらのイノベーションを、省庁の縦割りを打破し、司令塔機能を強化して強く進めてまいります。

**【閣議決定】**

世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)

「2020年には、(略)週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上」

**【閣決(重点)】**

なし

**【その他】**

世界最先端IT国家創造宣言工程表(平成25年6月14日IT総合戦略本部決定)

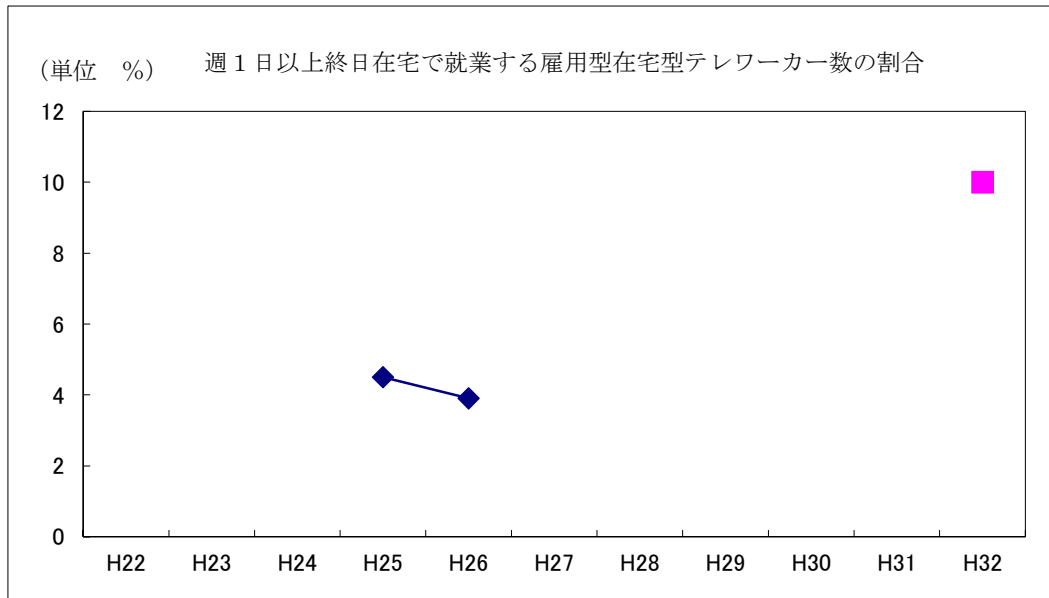
「2020年には、(略)週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上」

**過去の実績値**

(年度)

H22	H23	H24	H25	H26
—	—	—	4.5%	3.9%





### 事務事業等の概要

#### 主な事務事業等の概要

##### ・テレワークの推進

テレワーク人口実態調査やテレワークセンターに関する調査、普及啓発活動等を実施し、テレワークの普及促進を図る。

予算額：0.2億円（平成25年度）、0.1億円（平成26年度）

#### 関連する事務事業等の概要

該当なし

### 達成状況等

#### 目標の達成状況等

##### （目標の達成状況）

平成26年度実績値は3.9%であり、引き続き関係省庁と連携し、テレワークの普及促進を図ることにより、実績値の増加が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

##### （事務事業等の実施状況）

テレワーカー率・テレワーカー人口やテレワーク普及・推進に係る課題等を定量的に把握するためのテレワーク人口実態調査及びテレワークセンター整備に係る検討などのテレワーク推進方策の検討並びにテレワークを普及・推進するための普及啓発活動を継続的に実施し、テレワークの普及促進に努めてきた。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市政策課（課長 井崎 信也）